

## 茨城県企業連携型NPO活動支援事業実施要綱

### 1 目的

この要綱は、茨城県（以下「県」という。）が、企業等と協調して、地域貢献活動を行う特定非営利活動法人、ボランティア団体等（以下、「NPO」という。）に対して助成することにより、企業等のCSR活動を活性化させ、企業等とNPOとの繋がりを創出し、併せて企業等とNPOが連携して行う地域課題解決に向けた取組みを支援する「茨城県企業連携型NPO活動支援事業」（以下、「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

### 2 寄付協力企業

県と協調して、地域貢献活動を行うNPOに支援を行おうとする企業等（以下、「寄付協力企業」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 株式会社
- (2) 有限会社
- (3) 合同会社
- (4) 一般社団法人
- (5) 一般財団法人
- (6) 公益社団法人
- (7) 公益財団法人
- (8) 協同組合
- (9) その他知事が適当と認める者

### 3 助成対象団体

企業等と連携して地域貢献活動を行おうとするNPOは、次のとおりとする。

- (1) 特定非営利活動法人
- (2) 任意団体（ボランティア団体等）
- (3) その他知事が適当と認める者

### 4 助成事業

寄付協力企業が希望する地域貢献活動の分野に係る事業

### 5 助成対象

寄付協力企業が希望する地域貢献活動の分野に係る活動を実施するNPOに対して助成する。

### 6 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月11日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。